

第 66号議案

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正について

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関
する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員
の給与に関する規程の一部改正

別表第1に次のように加える。

(14) 公立学校における副校長および教頭の業務の 円滑な実施に必要な支援に関する業務その他こ れに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 1,620
---	---------

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正について

改正の理由

国の令和6年1月31日付け5文科初第1960号通知による「教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）交付要綱」（平成25年3月25日文部科学大臣決定）および「補習等のための指導員等派遣事業実施要領」（平成25年3月25日文部科学大臣決定）の一部改正を踏まえ、次年度より県内公立学校に副校長・教頭マネジメント支援員を配置することに伴い、滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号）の一部を改正する。

改正の概要

上記の会計年度任用職員の給与について、国の補助金交付要綱等を踏まえた報酬額とするため、給与上特殊の考慮を要する職務に従事する会計年度任用職員の給与について規定した本規程について、所要の改正を行おうとするものです。【令和6年4月1日施行】

【追加する会計年度任用職員の職】

職務の特殊性その他特別の事情により給与上特殊の考慮を要する会計年度任用職員別表第1に掲げる会計年度任用職員

具体的な職	基本報酬の額
(14) 副校長・教頭マネジメント支援員 〔公立学校における副校長および教頭の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの〕	1時間につき 1,620 円

基本報酬・・・給料および地域手当に相当する報酬

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程新旧対照表

旧		新	
第1条～第7条 省略		第1条から第7条まで 省略	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
職務	基本報酬の額	職務	基本報酬の額
(1)～(13) 省略		(1)～(13) 省略	
(新設)		(14) 公立学校における副校長および教頭の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務 その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同 1,620
別表第2 省略		別表第2 省略	